

議案第6号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月26日提出

大網白里市長 金坂昌典

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(大網白里市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大網白里市任期付職員の採用等に関する条例(平成20年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 大網白里市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第

15号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第28条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(規則への委任)

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。